令和　　年　　月　　日

野々市市長　宛

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（申請者）

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名　　　　　　　　　　　　印

**誓　約　書**

このたび、野々市市事業者用太陽光発電設備等導入促進事業補助金の交付申請にあたり、下記のとおり誓約します。

記

１．当該太陽光発電設備等の設置に際し、必要な各種法令（野々市市の要綱等を含む）の手続きを遵守し、別紙チェックリストの確認を含め、野々市市事業者用太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付要綱及び実施要領に記載の内容及び補助金交付決定通知書の内容を十分に理解のうえ、その内容に違反する行為はいたしません。

２．前項の違反行為により、補助金の交付の決定の取り消し等の処分を受け、既に補助金の交付を受けている場合には、市の規定に従い、市から交付を受けた補助金を遅滞なく返還します。

３．次の各号のいずれにも該当せず、将来にわたっても該当しないものであることを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。なお、必要な場合は、この事実を石川県警察本部に照会することについて承諾します。

　　（１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団

　　（２）法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）

　　（３）法人にあっては、役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

４．この補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、法定耐用年数が経過するまでの間、補助金の交付の目的に反した使用、譲渡、交換、貸し付け、取壊し（廃棄を含む）又は担保に供する行為はいたしません。なお、不測の事態によりこれらの行為をした場合には、市の規定に従い、市から交付を受けた補助金を遅滞なく返還します。

５．法定耐用年数が経過するまでの間、補助金の目的に沿って、適切な保守点検及び維持管理の実施のもと、設備を活用できる見込みがあります。また、法定耐用年数が経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、Ｊ-クレジット制度への登録は行いません。

※　申請者の氏名（名称及び代表者名）については、本人の署名又は記名押印が必要です。委任代理人は認められませんのでご注意ください。